

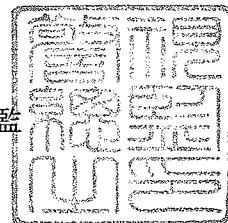


監. 総. 文. 情第430号
平成30年2月1日

非開示決定通知書

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警 視 総 監



平成30年1月19日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

| | |
|--|---|
| 1 公文書の件名 | ザ・ビートルズ来日に伴う警備(フィルム映像を記録したDVD) |
| 2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 別紙のとおり |
| 3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期 | |
| 4 連絡先 | 警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532 |
| 5 備考 | 整理番号 21 本件開示請求の対象となる「フィルム」については、実施機関においてこれを再生する機器を保有しないことから、同フィルムの映像を複製したDVDを対象公文書として特定しました。 |

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁情報公開センター経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別紙

2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

(1) 非開示部分

特定の個人を識別することができる容貌に係る部分
(ただし、ザ・ビートルズに係る容貌は除く。)

(2) 根拠規定及び非開示理由

東京都情報公開条例第7条第2号に該当
個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。

本件開示請求に係る対象公文書には、特定の個人を識別することができる容貌が含まれているところ、DVDに記録された映像情報であるという性質上、実施機関が保有する機器において、対象公文書から上記非開示部分を区分して除くことが技術的に困難であるため、東京都情報公開条例第8条第1項で規定する「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」には該当せず、全部を非開示とする。